

厚生年金保険・国民年金 老齢厚生年金・老齢基礎年金支給繰上げ請求書

課所符号			進達番号		

※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

① 個人番号(または基礎年金番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	
② 氏名	(フリガナ) サトウ						イチロウ						
	(氏) 左藤						(名) 一郎						
③ 生年月日	昭和		32		年		5		月		30		日
④ 住所	郵便番号			(フリガナ) シンジュクカグラザカ									
	1	6	2	0	8	2	5	新宿区神楽坂1-1-1					

繰上げの請求を行うことによる制約等を理解のうえ、

ア. 老齢基礎年金の全部を繰上げ請求します。(国民年金法附則第9条の2)

イ. 老齢基礎年金の一部を繰上げ請求します。(平成6年改正法附則第27条)

老齢厚生年金の繰上げおよび老齢基礎年金の全部を繰上げ請求します。  
(厚生年金保険法附則第13条の4および国民年金法附則第9条の2)

エ. 老齢厚生年金の繰上げおよび老齢基礎年金の一部を繰上げ請求します。  
(厚生年金保険法附則第13条の4および国民年金法附則第9条の2の2)

上記エの請求をされた方は右のいずれかに○をしてください。

1 厚生年金保険法等に定める障害の状態にあることによる請求

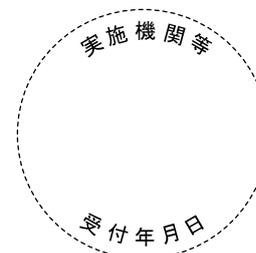
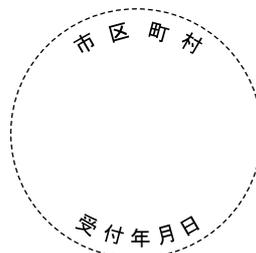
2 長期加入の特例による請求

3 坑内員・船員の特例による請求

令和 XX 年 5 月 30 日

※ 基礎厚生 年金決定 65	改定年月日			事由 0 2 . 1 2	※ 定額部分 開始年齢 月数	歳	月
	年	月	日			歳	月
						歳	月

電話番号 ( 000 ) - ( 0000 ) - ( 00000 )



※ 裏面の「注意事項」および「記入上の注意」をよく読んでからご記入ください。

## 注意事項

1. この請求書は、年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)と併せてご提出ください。
2. 老齢厚生年金の繰上げ請求をする場合、老齢基礎年金の繰上げ請求と併せて行う必要があります。
3. 老齢基礎年金および老齢厚生年金を繰上げて請求すると、年金は生涯減額されます。このため、受け取る期間の長短により、繰上げ請求しない場合よりも受け取る総額が減少する場合があります。
4. 老齢基礎年金を繰上げて請求した後は、事後重症などによる障害基礎(厚生)年金の請求はできません。
5. 老齢基礎年金の一部繰上げ請求は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の受給開始前で行うことができません。また、老齢厚生年金の繰上げ請求をする場合は、障害者、長期加入者および坑内員・船員の特別措置に該当する方のみ、一部繰上げ請求が可能です。
6. 老齢基礎年金の全部繰上げ請求をする場合、特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の定額部分(基礎年金相当部分)は支給停止されます。
7. 老齢基礎年金を繰上げて請求した後は、原則、障害者の特例措置および長期加入者の特例措置を受けることができなくなります。
8. 老齢基礎年金を繰上げて請求した後は、寡婦年金の請求ができません。また、すでに寡婦年金を受けられている方については、寡婦年金の権利がなくなります。
9. 日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金を受ける権利を有する方が、老齢厚生年金の繰上げ請求を希望する場合は、全ての老齢厚生年金の繰上げ請求を併せて行う必要があります。

## 記入上の注意

※印欄には、記入しないでください。